

嬉野市立小・中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

嬉野市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- 本計画は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和7年6月18日7文科初第793号文部科学事務次官通知。以下「公布通知」という。）で示されたとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることを受け、同法第8条に基づき策定するものである。
- 本計画の実施を通じて、教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、組織全体としての学校における働き方改革をより一層推進し、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることと、教育現場における業務の効率化と教育の質の向上を目指し、持続可能な教育環境を実現していく。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年（2020年）2月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「嬉野市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の適切な把握及びその縮減に努めてきた。
- 学校における働き方改革推進の具体的な取組としては、夏季休業中における閉庁日の設定、学年末休業の前倒し、校務支援システムの導入による業務の効率化、ICT支援員や教員業務支援員等の配置、部活動指導員の活用、留守番電話機の導入、および「部活動休養日」、「定時退勤日」の設定等である。また、本市の特色として、全校でコミュニティ・スクールを導入し、地域住民やPTA等との連携を通じ、地域全体での学校支援体制の構築を進めている。

- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度の実績は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 27 時間 0 3 分	1 5 . 3 %	0.0%
中学校	月 47 時間 0 4 分	4 8 . 5 %	8.0%

- 1箇月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合が小学校で15.3%、中学校においては48.5%と高くなっている。特に、中学校では、部活動指導の業務負担が大きいことや新規採用教職員の授業準備等で、時間外在校時間が80時間を超える割合が高くなっている。
- 一部の教職員において長時間勤務が常態化しており、若手教員への指導体制の確保、部活動地域展開の円滑な進展など、解決すべき課題も残されている。また、教職員の心身の健康保持は、教育の質の維持・向上に直結する喫緊の課題である。

2. 目標

本計画において目指す目標は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合100%とする。
- 年間における1箇月の時間外在校等時間の平均を30時間程度とする。
- 年間における時間外在校等時間を360時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上とする。
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下とする。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、PTA、地域コミュニティ等による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者または地域コミュニティ等が担う体制に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者や地域からの過剰な苦情、不当な要求など学校だけでは解決が難しい事案に対し、学校のみによる対応としない体制を構築する。必要に応じて嬉野市教育委員会の顧問弁護士の積極的な活用を推進する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

校務支援システムの機能や「一人一台端末」の活用等によって、県や市

から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、市教委内においても、目的が不明確な調査や類似調査の削減、照会様式の統一化や明瞭化に努める。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理

学校プールでの授業については、令和7年度現在、4小学校1中学校で民間へ委託し実施している。他の小中学校においては、学校の現状を踏まえながら、計画的に民間への委託を進める。

○部活動

令和8年度から10年度において地域展開スタイルを構築し、令和11年度以降の「休日の完全地域展開」を目指す。また、県の部活動ガイドラインを遵守し、休日の活動休止日設定、練習時間の短縮を徹底する。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○授業準備・教材作成の補助

教材の準備、採点作業等、その他の補助的な業務については、デジタル技術の活用を促進するとともに、教育支援員等の配置に努める。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・嬉野市の不登校対応支援員、教育支援センター指導員、教育相談員を配置し、学校や関係機関と連携した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 令和5年度より新年度始業式を1日遅らせ4月7日としたことに加え、令和6年度より修了式を3月17日としたことにより、余裕をもって新年度のスタートが切れるよう計画的に校務に取り組む。
- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、勤務時間内での放課後活動の設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、産業医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- 職員が50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の分析結果を活用し職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題について学校ごとに相談員を設置し、毎年度初めに全職員へ周知する。
- 定時退勤日（水曜日）を週1回設定し、夏季休業期間中には市内一斉で

学校閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 進捗状況の把握と公表

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を客観的に把握し、毎月の校長研修会で共有する。あわせて、嬉野市定例教育委員会において報告し課題を共有する。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況や年休取得状況を、年単位で把握する。
- ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標については、ストレスチェックの結果を活用し、多角的に分析・評価を行う。

(2) 学校への指導・支援の強化

- 教育委員会は各学校の状況を定期的に確認し、本計画の目標達成に課題が見られる学校に対しては、速やかにヒアリングや実地指導を実施する。
- 特に、長時間勤務が常態化している教職員がいる場合や、休憩時間の確保が困難な学校に対しては、当該年度内に改善が図られるよう、個別の支援・指導を重点的に行う。
- 管理職のマネジメント力の向上を図るため、校長等研修会等において、働き方改革やメンタルヘルスをテーマとした研修を充実させ、組織的な学校運営体制の構築を支援する。

(3) 多様な専門人材の確保と関係部局との連携

- 児童生徒への多面的な支援と教員の負担軽減を両立するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどに加え、医療・福祉関係機関との連携を推進する。
- 市長部局（こども未来課、福祉課など）と緊密に連携し、学校が抱え込

みやすい福祉的課題に対して、行政全体での対応に努める。

(4) 地域・保護者とのパートナーシップ（コミュニティ・スクールの活用）

市内全小中学校に設置されている学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の場を活用し、本計画の趣旨や「業務の3分類」について説明を行い、地域住民や保護者の理解と協力を得る。

(5) 計画の見直しと継続的な改善

本計画は、国や県の動向、および市内の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

附則

(1) 本計画は、令和8年4月1日から施行する。